

令和元年12月 富津市議会定例会
議 案 等 資 料

令和元年11月28日

富 津 市

令和元年12月 富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和元年12月 富津市議会定例会議案等概要	1
議案第 8 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	7
議案第 8 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	14
議案第 8 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第 3 条による改正）	16
議案第 8 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第 4 条による改正）	18
議案第 9 号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	19
議案第 9 号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	20
議案第10号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	21
議案第10号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	22
議案第11号資料	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	23
議案第11号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	24
議案第11号資料	職員の旅費に関する条例新旧対照表（第 3 条による改正）	39
議案第12号資料	富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例新旧対照表	41
議案第13号資料	君津富津広域下水道組合規約新旧対照表	42

令和元年12月 富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 1 号	令和元年度富津市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについて （提案理由） 令和元年台風第15号により被災した公共施設の復旧等に際し、必要となる経費の予算措置について、地方自治法第179条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和元年10月 2 日に専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものである。	総務部
議案第 2 号	令和元年度富津市一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて （提案理由） 令和元年台風第15号及び台風第19号により被災した公共施設の復旧等に際し、必要となる経費の予算措置について、地方自治法第179条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和元年10月16日に専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものである。	総務部
議案第 3 号	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の承認を求めることについて （提案理由） 令和元年台風第15号による天羽中学校の立木が倒れたことに係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第179条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和元年10月25日に専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものである。	教育部
議案第 4 号	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の承認を求めることについて （提案理由） 令和元年台風第15号による旧湊第一保育所の屋根が飛散したことに係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第179条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和元年11月15日に専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものである。	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 5 号	令和元年度富津市一般会計補正予算（第 6 号） 補正額 2,757,685千円 補正後の予算額 23,770,909千円 （主な事業） 台風災害関連経費（衛生費） 406,962千円 台風災害関連経費（農林水産業費） 1,831,916千円 台風災害関連経費（土木費） 308,880千円 現年発生公共土木施設災害復旧事業 96,500千円	総務部
議案第 6 号	富津市地域交流支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について （提案理由） 乳幼児の健やかな育成及び子育て中の親子の交流を図るとともに、子育て世代と高齢者その他の多様な世代との連携を支援することにより、地域における子育て支援の気運の醸成を図り、もって児童福祉の向上及び地域活性化に資することを目的として、富津市地域交流支援センターを設置するため、条例を制定するものである。 （施行日） 令和 2 年 4 月 1 日。一部公布の日	健康福祉部
議案第 7 号	富津市病後児保育室の設置及び管理に関する条例の制定について （提案理由） 保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として、富津市病後児保育室を設置するため、条例を制定するものである。 （施行日） 令和 2 年 4 月 1 日	健康福祉部
議案第 8 号	一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （提案理由） 令和元年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、給料月額、住居手当限度額、勤勉手当の支給割合の引き上げ等を行うため、条例の一部を改正するものである。 （施行日） 公布の日。一部平成31年 4 月 1 日、令和元年12月 1 日及び令和 2 年 4 月 1 日	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第9号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和元年12月1日及び令和2年4月1日	総務部
議案第10号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和元年12月1日及び令和2年4月1日	総務部
議案第11号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が施行されること及び旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）が施行されたことに伴い、関係する規定等を整備するとともに、字句等の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日	総務部
議案第12号	富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 大佐和老人憩の家を令和2年3月31日をもって廃止するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和2年4月1日	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第13号	君津富津広域下水道組合規約の変更に関する協議について (提案理由) 下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用すること及び君津富津広域下水道組合の経費に係る君津市及び富津市の負担方法の明確化を図ることに伴い、君津富津広域下水道組合規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。 (施行日) 令和2年4月1日	建設経済部
議案第14号	令和元年度富津市一般会計補正予算（第7号） 補正額 91,840千円 補正後の予算額 23,862,749千円 (主な事業) 児童手当給付事業 11,561千円 道路維持事業 19,648千円 防災関係費 3,105千円	総務部
議案第15号	令和元年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 補正額 1,005千円 補正後の予算額 5,966,320千円 (提案理由) 本年度の給与改定等に伴う一般職人件費及びこれに関連する歳入を補正するものである。	健康福祉部
議案第16号	令和元年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 補正額 843千円 補正後の予算額 601,009千円 (提案理由) 本年度の給与改定等に伴う一般職人件費及びこれに関連する歳入を補正するものである。	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第17号	令和元年度富津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） 補正額 77,980千円 補正後の予算額 5,103,866千円 （提案理由） 介護サービス等給付事業、高額介護サービス事業、介護予防・生活支援サービス事業などに係る経費及びこれらに関連する歳入を計上するとともに、本年度の給与改定等に伴う一般職人件費及びこれに関連する歳入を補正するものである。	健康福祉部
報告第1号	専決処分の報告について （報告理由） 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第2号	専決処分の報告について （報告理由） 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	消防本部
報告第3号	専決処分の報告について （報告理由） 物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第4号	専決処分の報告について （報告理由） 人身事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第5号	専決処分の報告について （報告理由） 令和元年台風第15号による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
報告第 6 号	専決処分の報告について (報告理由) 令和元年台風第15号による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部

議案第8号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
（給料表） 第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （勤勉手当） 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。	（給料表） 第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （勤勉手当） 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

一般職給料表									
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級 給料	2級 給料	3級 給料	4級 給料	5級 給料	6級 給料	7級 給料	8級 給料

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

一般職給料表									
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級 給料	2級 給料	3級 給料	4級 給料	5級 給料	6級 給料	7級 給料	8級 給料

		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額			月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500		2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000		3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400		4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300		5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600		6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700		7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900		8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900		9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000		10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100		11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200		12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900		13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700		14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700		15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700		16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600		17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400		18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200		19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900		20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700		21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200		22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600		23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100		24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500		25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800		26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100		27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100

<u>28</u>	185, 700	238, 200	273, 100	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
<u>29</u>	187, 200	239, 500	274, 800	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
<u>30</u>	188, 900	240, 700	276, 700	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
<u>31</u>	190, 700	241, 700	278, 600	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
<u>32</u>	192, 400	242, 900	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
<u>33</u>	194, 000	244, 200	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
<u>34</u>	195, 400	245, 300	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
<u>35</u>	196, 900	246, 500	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700
<u>36</u>	198, 400	247, 800	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
<u>37</u>	199, 700	248, 700	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
<u>38</u>	201, 000	250, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
<u>39</u>	202, 200	251, 500	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
<u>40</u>	203, 500	252, 900	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
<u>41</u>	204, 800	254, 300	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
<u>42</u>	206, 100	255, 700	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
<u>43</u>	207, 400	257, 100	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
<u>44</u>	208, 700	258, 400	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
<u>45</u>	209, 800	259, 600	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
<u>46</u>	211, 100	260, 900	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
<u>47</u>	212, 400	262, 300	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
<u>48</u>	213, 700	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
<u>49</u>	214, 800	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
<u>50</u>	215, 900	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
<u>51</u>	216, 900	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
<u>52</u>	218, 000	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
<u>53</u>	219, 100	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
<u>54</u>	220, 100	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	
<u>55</u>	221, 000	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	

<u>28</u>	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
<u>29</u>	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
<u>30</u>	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
<u>31</u>	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
<u>32</u>	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
<u>33</u>	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
<u>34</u>	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
<u>35</u>	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700
<u>36</u>	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
<u>37</u>	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
<u>38</u>	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
<u>39</u>	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
<u>40</u>	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
<u>41</u>	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
<u>42</u>	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
<u>43</u>	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
<u>44</u>	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
<u>45</u>	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
<u>46</u>	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
<u>47</u>	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
<u>48</u>	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
<u>49</u>	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
<u>50</u>	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
<u>51</u>	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
<u>52</u>	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
<u>53</u>	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
<u>54</u>	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	
<u>55</u>	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	

<u>56</u>	222, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
<u>57</u>	222, 400	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
<u>58</u>	223, 300	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
<u>59</u>	224, 100	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
<u>60</u>	224, 900	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
<u>61</u>	225, 600	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
<u>62</u>	226, 600	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	445, 200
<u>63</u>	227, 400	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	445, 500
<u>64</u>	228, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	445, 800
<u>65</u>	229, 000	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	446, 100
<u>66</u>	229, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	446, 400
<u>67</u>	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	446, 700
<u>68</u>	231, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	447, 000
<u>69</u>	232, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	447, 300
<u>70</u>	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	447, 600
<u>71</u>	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	447, 900
<u>72</u>	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	448, 200
<u>73</u>	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	448, 500
<u>74</u>	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
<u>75</u>	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
<u>76</u>	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
<u>77</u>	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
<u>78</u>	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
<u>79</u>	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
<u>80</u>	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
<u>81</u>	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
<u>82</u>	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	

<u>56</u>	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
<u>57</u>	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
<u>58</u>	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
<u>59</u>	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
<u>60</u>	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
<u>61</u>	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
<u>62</u>	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	445, 200
<u>63</u>	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	445, 500
<u>64</u>	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	445, 800
<u>65</u>	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	446, 100
<u>66</u>	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	446, 400
<u>67</u>	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	446, 700
<u>68</u>	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	447, 000
<u>69</u>	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	447, 300
<u>70</u>	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	447, 600
<u>71</u>	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	447, 900
<u>72</u>	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	448, 200
<u>73</u>	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	448, 500
<u>74</u>	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
<u>75</u>	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
<u>76</u>	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
<u>77</u>	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
<u>78</u>	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
<u>79</u>	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
<u>80</u>	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
<u>81</u>	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
<u>82</u>	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	

<u>83</u>	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
<u>84</u>	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
<u>85</u>	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
<u>86</u>	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
<u>87</u>	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
<u>88</u>	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
<u>89</u>	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
<u>90</u>	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
<u>91</u>	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
<u>92</u>	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
<u>93</u>	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
<u>94</u>		294, 900	342, 600	381, 500		
<u>95</u>		295, 200	343, 100	381, 900		
<u>96</u>		295, 600	343, 500	382, 300		
<u>97</u>		295, 800	343, 700	382, 600		
<u>98</u>		296, 100	344, 100			
<u>99</u>		296, 500	344, 500			
<u>100</u>		296, 900	344, 800			
<u>101</u>		297, 100	345, 100			
<u>102</u>		297, 400	345, 500			
<u>103</u>		297, 800	345, 900			
<u>104</u>		298, 100	346, 300			
<u>105</u>		298, 300	346, 800			
<u>106</u>		298, 600	347, 200			
<u>107</u>		299, 000	347, 600			
<u>108</u>		299, 300	348, 000			
<u>109</u>		299, 500	348, 500			

<u>83</u>	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
<u>84</u>	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
<u>85</u>	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
<u>86</u>	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
<u>87</u>	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
<u>88</u>	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
<u>89</u>	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
<u>90</u>	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
<u>91</u>	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
<u>92</u>	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
<u>93</u>	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
<u>94</u>		294, 900	342, 600			
<u>95</u>		295, 200	343, 100			
<u>96</u>		295, 600	343, 500			
<u>97</u>		295, 800	343, 700			
<u>98</u>		296, 100	344, 100			
<u>99</u>		296, 500	344, 500			
<u>100</u>		296, 900	344, 800			
<u>101</u>		297, 100	345, 100			
<u>102</u>		297, 400	345, 500			
<u>103</u>		297, 800	345, 900			
<u>104</u>		298, 100	346, 300			
<u>105</u>		298, 300	346, 800			
<u>106</u>		298, 600	347, 200			
<u>107</u>		299, 000	347, 600			
<u>108</u>		299, 300	348, 000			
<u>109</u>		299, 500	348, 500			

	<u>110</u>		299,900	348,900					
	<u>111</u>		300,300	349,200					
	<u>112</u>		300,600	349,500					
	<u>113</u>		300,800	350,000					
	<u>114</u>		301,000						
	<u>115</u>		301,300						
	<u>116</u>		301,700						
	<u>117</u>		301,900						
	<u>118</u>		302,100						
	<u>119</u>		302,400						
	<u>120</u>		302,700						
	<u>121</u>		303,100						
	<u>122</u>		303,300						
	<u>123</u>		303,600						
	<u>124</u>		303,900						
	<u>125</u>		304,200						
<u>再任用職員</u>		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
<u>任期付職員</u>		153,000	194,000	226,300	256,300	274,000	294,200	325,600	361,000

	<u>110</u>		299,900	348,900					
	<u>111</u>		300,300	349,200					
	<u>112</u>		300,600	349,500					
	<u>113</u>		300,800	350,000					
	<u>114</u>		301,000						
	<u>115</u>		301,300						
	<u>116</u>		301,700						
	<u>117</u>		301,900						
	<u>118</u>		302,100						
	<u>119</u>		302,400						
	<u>120</u>		302,700						
	<u>121</u>		303,100						
	<u>122</u>		303,300						
	<u>123</u>		303,600						
	<u>124</u>		303,900						
	<u>125</u>		304,200						
<u>再任用職員</u>		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
<u>任期付職員</u>		153,000	194,000	226,300	256,300	274,000	294,200	325,600	361,000

議案第 8 号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第 2 条による改正）

改 正 前	改 正 後
（住居手当） 第20条の 2 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 （1） 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額 （2） 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の 2 分の 1 （その控除した額の 2 分の 1 が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>）を11,000円に加算した額 3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （勤勉手当） 第22条 勤勉手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第 1 号に該当して同法第28条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	（住居手当） 第20条の 2 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 （1） 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額 （2） 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の 2 分の 1 （その控除した額の 2 分の 1 が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>）を11,000円に加算した額 3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （勤勉手当） 第22条 勤勉手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第 1 号に該当して同法第28条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。
--	--

議案第8号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第3条による改正）

現 行	改 正 案																																
(特定任期付職員の給与の特例)																																	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																	
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>374,000</td></tr><tr><td>2</td><td>422,000</td></tr><tr><td>3</td><td>472,000</td></tr><tr><td>4</td><td>533,000</td></tr><tr><td>5</td><td>608,000</td></tr><tr><td>6</td><td>710,000</td></tr><tr><td>7</td><td>830,000</td></tr></table>	号給	給料月額（円）	1	374,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>375,000</td></tr><tr><td>2</td><td>422,000</td></tr><tr><td>3</td><td>472,000</td></tr><tr><td>4</td><td>533,000</td></tr><tr><td>5</td><td>608,000</td></tr><tr><td>6</td><td>710,000</td></tr><tr><td>7</td><td>830,000</td></tr></table>	号給	給料月額（円）	1	375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額（円）																																
1	374,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	375,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																
2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。	2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。																																
<table><tr><th>号給</th><th>基準となる職務</th></tr><tr><td>1</td><td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務</td></tr><tr><td>2</td><td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務</td></tr><tr><td>3</td><td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務</td></tr><tr><td>4</td><td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務</td></tr><tr><td>5</td><td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務</td></tr><tr><td>6</td><td>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有す</td></tr></table>	号給	基準となる職務	1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務	2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務	3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務	6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有す	<table><tr><th>号給</th><th>基準となる職務</th></tr><tr><td>1</td><td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務</td></tr><tr><td>2</td><td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務</td></tr><tr><td>3</td><td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務</td></tr><tr><td>4</td><td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務</td></tr><tr><td>5</td><td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務</td></tr><tr><td>6</td><td>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有す</td></tr></table>	号給	基準となる職務	1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務	2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務	3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務	6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有す				
号給	基準となる職務																																
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務																																
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務																																
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務																																
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務																																
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務																																
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有す																																
号給	基準となる職務																																
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務																																
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務																																
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務																																
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務																																
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務																																
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有す																																

	る者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務		る者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務	7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務
3	任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。	3	任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
4	第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)	4	第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)
第8条	一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。	第8条	一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。
2	特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	2	特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。

議案第 8 号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第 4 条による改正）

改 正 前	改 正 案
（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条、第20条の 2 並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 3 条第 1 項及び第21条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第 3 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第 2 項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。	（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条、第20条の 2 並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 3 条第 1 項及び第21条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第 3 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第 2 項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。

議案第9号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第9号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第2条による改正）

改 正 前	改 正 案
（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第 10 号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第 7 号）新旧対照表（第 1 条による改正）

現 行	改 正 案
（期末手当） 第 6 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6 箇月 100分の100 （2） 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 （3） 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 （4） 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	（期末手当） 第 6 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6 箇月 100分の100 （2） 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 （3） 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 （4） 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第 10 号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第 7 号）新旧対照表（第 2 条による改正）

改 正 前	改 正 案
（期末手当） 第 6 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6 箇月 100分の100 （2） 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 （3） 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 （4） 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	（期末手当） 第 6 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6 箇月 100分の100 （2） 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 （3） 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 （4） 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第 11 号資料

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和46年富津市条例第13号）新旧対照表（第 1 条による改正）

現 行	改 正 案
（失職の特例） 第 5 条 任命権者は、<u>法第16条第 2 号</u>に該当するに至った職員のうち、 刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失により生じた ものであり、かつ、その者の情状を考慮して特に必要があると認め たときに限り、その職を失わないものとする。ことができる。 2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取 り消されたときは、その職を失うものとする。	（失職の特例） 第 5 条 任命権者は、<u>法第16条第 1 号</u>に該当するに至った職員のうち、 刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失により生じた ものであり、かつ、その者の情状を考慮して特に必要があると認め たときに限り、その職を失わないものとする。ことができる。 2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取 り消されたときは、その職を失うものとする。

議案第 11 号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第 2 条による改正）

現 行	改 正 案
（給料表） 第 4 条 給料表は、別表第 1 のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第 2 に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第 3 項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （災害派遣手当） 第20条の 4 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が住所又は居所を離れて富津市の区域内に滞在することを要する場合に支給する。 2 災害派遣手当の額は、<u>別表第 3</u>に掲げる額とする。 3 前各項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	（給料表） 第 4 条 給料表は、別表第 1 のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第 2 に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第 3 項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （災害派遣手当） 第20条の 4 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が住所又は居所を離れて富津市の区域内に滞在することを要する場合に支給する。 2 災害派遣手当の額は、<u>別表第 4</u>に掲げる額とする。 3 前各項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(武力攻撃災害等派遣手当) 第20条の5 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条若しくは第183条において準用する同法第153条又は他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員が住所又は居所を離れて富津市の区域内に滞在することを要する場合に支給する。 2 武力攻撃災害等派遣手当の額は、<u>別表第2</u>に掲げる額とする。 3 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手	(武力攻撃災害等派遣手当) 第20条の5 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条若しくは第183条において準用する同法第153条又は他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員が住所又は居所を離れて富津市の区域内に滞在することを要する場合に支給する。 2 武力攻撃災害等派遣手当の額は、<u>別表第4</u>に掲げる額とする。 3 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手
---	---

当の月額合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員 （2）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。） （3）基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられたもの （4）次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられたもの 第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮(こ)</u>以上の刑が定められているものに限	当の月額合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員 （2）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員_____ （3）基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮_____</u>以上の刑に処せられたもの （4）次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮_____</u>以上の刑に処せられたもの 第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮_____</u>以上の刑が定められているものに限
---	--

り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合 (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は	り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合 (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合 (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は
--	--

生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。 (勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。 (勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____ ____、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
--	--

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。	4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。 （休職者の給与）	5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。 （休職者の給与）
第26条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。附則第6項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。	第26条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。附則第6項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。	2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。	3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。	4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
5 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。	5 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に 規定する期間内で、第21条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第21条の2及び第21条の3の規定を準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは、「第26条第6項」と読み替えるものとする。

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

（1）一般行政職

等級	職名又は役職名	基準となる職務
1 級	主事	係長等の命を受け、一般事務及び一般技術に従事する職務
	技師	
	書記	
	社会福祉士	社会福祉指導に従事する職務
	精神保健福祉士	精神保健福祉相談等に従事する職務
	社会福祉主事	社会福祉主事の職務
	司書	図書館の専門的事務に従事する職務
	社会教育主事	社会教育主事の職務
	文化財主事	学芸員の資格を有し、文化財の専門的事務に従事する職務
	保健師	保健指導に従事する職務
	看護師	傷病者等の療養上の世話、診療の補助等に従事する職務
	准看護師	

6 第2項又は第3項に規定する職員がこれらの規定に規定する期間内で、第21条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、
、又は死亡したときは、それぞれ第2項又は第3項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第21条の2及び第21条の3の規定を準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは、「第26条第6項」と読み替えるものとする。

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	副主査の職務
5 級	係長の職務
6 級	課長補佐の職務
7 級	次長又は課長の職務
8 級	部長又は参与の職務

	保育士	保育所の幼児の保育に従事する職務
	管理栄養士	栄養の指導に従事する職務
	栄養士	
2 級	主事	係長等の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般事務及び一般技術に従事する職務
	技師	
	書記	
	社会福祉士	高度の知識又は経験を必要とする社会福祉指導に従事する職務
	精神保健福祉士	高度の知識又は経験を必要とする精神保健福祉相談等に従事する職務
	社会福祉主事	高度の知識又は経験を必要とする社会福祉主事の職務
	司書	高度の知識又は経験を必要とする図書館の専門的事務に従事する職務
	社会教育主事	高度の知識又は経験を必要とする社会教育主事の職務
	文化財主事	学芸員の資格を有し、高度の知識又は経験を必要とする文化財の専門的事務に従事する職務
	保健師	高度の知識又は経験を必要とする保健指導に従事する職務
	看護師 准看護師	高度の知識又は経験を必要とする傷病者等の療養上の世話、診療の補助等に従事する職務
	保育士	高度の知識又は経験を必要とする保育所の幼児の保育に従事する職務
	管理栄養士 栄養士	高度の知識又は経験を必要とする栄養の指導に従事する職務
3 級	主任主事 主任技師	係長等の命を受け、相当高度の知識又は経験を必要とする一般事務及び一般技術

	<u>主任書記</u>	<u>に従事する職務</u>
	<u>主任社会福祉士</u>	<u>相当高度の知識又は経験を必要とする社会福祉指導に従事する職務</u>
	<u>主任精神保健福祉士</u>	<u>相当高度の知識又は経験を必要とする精神保健福祉相談等に従事する職務</u>
	<u>社会福祉主事</u>	<u>相当高度の知識又は経験を必要とする社会福祉主事の職務</u>
	<u>主任司書</u>	<u>相当高度の知識又は経験を必要とする図書館の専門的事務に従事する職務</u>
	<u>社会教育主事</u>	<u>相当高度の知識又は経験を必要とする社会教育主事の職務</u>
	<u>文化財主事</u>	<u>学芸員の資格を有し、相当高度の知識又は経験を必要とする文化財の専門的事務に従事する職務</u>
	<u>主任保健師</u>	<u>相当高度の知識又は経験を必要とする保健指導に従事する職務</u>
	<u>主任看護師</u> <u>主任准看護師</u>	<u>相当高度の知識又は経験を必要とする傷病者等の療養上の世話、診療の補助等に従事する職務</u>
	<u>主任保育士</u>	<u>相当高度の知識又は経験を必要とする保育所の幼児の保育に従事する職務</u>
	<u>主任管理栄養士</u> <u>主任栄養士</u>	<u>相当高度の知識又は経験を必要とする栄養の指導に従事する職務</u>
<u>4 級</u>	<u>副主査</u>	<u>上司の指揮監督のもとに、特命又は専門事項の調査に従事する職務</u>
	<u>総括社会福祉士</u>	<u>上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも社会福祉指導に従事する職務</u>
	<u>総括精神保健</u>	<u>上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督</u>

	福祉士	督に当たるとともに、自らも精神保健福祉相談等に従事する職務
	総括司書	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも図書館の専門的事務に従事する職務
	総括保健師	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも保健指導に従事する職務
	総括看護師 総括准看護師	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも傷病者等の療養上の世話、診療の補助等に従事する職務
	総括保育士 《主任保育士》	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも保育士の職務に従事する職務
	総括管理栄養士 総括栄養士	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも栄養の指導に従事する職務
5 級	係長	課長等の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも一般事務及び一般技術に従事する職務
	所長（峰上出張所長・環境センター所長） 調理場長	
	保育所長 《総括保育士》 《主任保育士》	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも保育士の職務に従事する職務
	主査	上司の指揮監督のもとに、特命又は専門事項の調査に従事する職務
6 級	課長補佐 事務局長補佐	課長等の事務を補佐し、所管職員を指揮監督して一般事務及び一般技術の管理に

	<u>所長補佐</u> <u>館長補佐</u> <u>指導主事</u> <u>保健体育主事</u>	<u>当たる職務</u>
	<u>保育所長</u>	<u>所管職員を指揮監督するとともに、自らも保育士の職務に従事する職務</u>
	<u>副主幹</u>	<u>上司の指揮監督のもとに、特命又は専門的な調査、研究及び企画に従事する職務</u>
7 級	<u>会計管理者</u>	<u>所属職員を指揮監督して会計事務の管理に当たる職務</u>
	<u>委員会等の事務局長</u>	<u>委員会等の命を受け、所属職員を指揮監督して一般事務及び一般技術の管理に当たる職務</u>
	<u>次長</u>	<u>部長等の職務を補佐し、部内業務の総合調整、組織管理、職員配置の弾力的運用及び部内業務の進行管理に当たる職務</u>
	<u>参事</u> <u>技監</u>	<u>上司の命を受け、極めて高度な知識及び経験を必要とする困難な事務に従事するとともに、自ら特命事項の調査企画及び専門的事項の管理研究に当たる職務</u>
	<u>課長</u> <u>所長</u> <u>館長</u> <u>室長</u> <u>主幹</u> <u>指導主事</u> <u>保健体育主事</u>	<u>部長等の職務を補佐し、所管職員を指揮監督して一般事務及び一般技術の管理に当たる職務</u>
8 級	<u>部長</u> <u>議会の事務局長</u>	<u>次長等以下を指揮監督して一般事務及び一般技術の管理に当たる職務</u>

参与	市長の命を受け、極めて高度な知識及び経験を必要とする困難な事務に従事するとともに、自ら特命事項の調査企画及び専門的事項の管理研究に当たる職務
----	--

備考 《 》 括弧書は、任命権者が特に必要と認める場合

(2) 技能労務職

等級	職名又は役職名	基準となる職務
1 級	自動車運転手	上司の命を受け、自動車の運転に従事する職務
	ボイラー技士	上司の命を受け、ボイラーの業務に従事する職務
	調理員	上司の命を受け、給食の業務に従事する職務
	作業員	上司の命を受け、清掃の業務に従事する職務
	用務員	上司の命を受け、用務に従事する職務
2 級	自動車運転手	上司の命を受け、知識又は経験を必要とする自動車の運転に従事する職務
	ボイラー技士	上司の命を受け、知識又は経験を必要とするボイラーの業務に従事する職務
	調理員	上司の命を受け、知識又は経験を必要とする給食の業務に従事する職務
	作業員	上司の命を受け、知識又は経験を必要とする清掃の業務に従事する職務
	用務員	上司の命を受け、知識又は経験を必要とする用務に従事する職務
3 級	主任自動車運転手	上司の命を受け、自動車の運転に従事し、自動車運転手の職務の指揮監督に当たる職務

	主任ボイラー 技士	上司の命を受け、ボイラーの業務に従事し、ボイラー技士の職務の指揮監督に当たる職務
	主任調理員	上司の命を受け、調理の業務に従事し、調理員の職務の指揮監督に当たる職務
	主任作業員	上司の命を受け、清掃の業務に従事し、作業員の職務の指揮監督に当たる職務
	主任用務員	上司の命を受け、用務員の業務に従事し、用務員の職務の指揮監督に当たる職務
4 級	総括自動車運転手	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも自動車の運転に従事する職務
	総括ボイラー技士	上司の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らもボイラーの業務に従事する職務

(3) 消防職

等級	職名又は役職名	基準となる職務
1 級	消防士	上司の命を受け、消防事務に従事する職務
2 級	消防士長 《消防副士長》 副主任	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする消防事務に従事する職務
3 級	消防士長 主任	係長等の命を受け、相当高度の知識又は経験を必要とする消防事務に従事する職務
4 級	消防司令補 副主査	上司の指揮監督のもとに、特命又は専門事項の調査に従事する職務
5 級	《消防司令》 消防司令補	課長等の命を受け、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも消防事務に従

	係長	事する職務
	消防司令補主査	上司の指揮監督のもとに、特命又は専門事項の調査に従事する職務
6 級	消防司令課長補佐	課長等の事務を補佐し、所管職員を指揮監督して消防事務の管理に当たる職務
	消防司令副主幹	上司の指揮監督のもとに、特命又は専門的な調査、研究及び企画に従事する職務
	消防司令《副署長》 《分署長》 副分署長	課長等の事務を補佐し、所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも消防事務に従事する職務
7 級	消防司令長次長	消防長の職務を補佐し、内部業務の総合調整、組織管理、職員配置の弾力的運用及び業務の進行管理に当たる職務
	消防司令長課長 署長	消防長等の職務を補佐し、所管職員を指揮監督して消防事務の管理に当たる職務
	消防司令長参事 主幹	上司の命を受け、極めて高度な知識及び経験を必要とする困難な事務に従事するとともに、自ら特命事項の調査企画及び専門的事項の管理研究に当たる職務
	消防司令長副署長 分署長 《副分署長》	上司の命を受け、極めて高度な知識及び経験を必要とする困難な事務に従事するとともに、所管職員を指揮監督して消防事務に従事する職務
8 級	消防長 消防監	次長以下を指揮監督して消防事務全般の管理に当たる職務

備考 《 》括弧書は、任命権者が特に必要と認める場合
別表第 4（第20条の 4 _____ 関係）

施設の利用区分	公用の施設又はこ	その他の施設（1 日
---------	----------	------------

別表第 4（第20条の 4、第20条の 5 関係）

施設の利用区分	公用の施設又はこ	その他の施設（1 日
---------	----------	------------

滞在した期間	れに準ずる施設（1 日につき）	につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内 の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円
備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和 23年法律第138号）第2条 _____に規定するホテル営業又 は旅館営業の施設以外の施設をいう。		

滞在した期間	れに準ずる施設（1 日につき）	につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内 の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円
備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和 23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル 営業 _____の施設以外の施設をいう。		

議案第 11 号資料

職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）新旧対照表（第3条による改正）

現 行	改 正 案
（旅費の支給） 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、赴任の旅行が鉄道50キロメートル未満のときは、この限りでない。 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給するものとする。 （1）職員が出張又は赴任のため、旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員 （2）職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡に伴い死亡地に旅行したときには、当該遺族 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合（<u>法第16条第1号に該当するに至って失職した場合を除く。</u>）には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定による旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条例において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けること	（旅費の支給） 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、赴任の旅行が鉄道50キロメートル未満のときは、この限りでない。 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給するものとする。 （1）職員が出張又は赴任のため、旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員 （2）職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡に伴い死亡地に旅行したときには、当該遺族 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合 _____ には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定による旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条例において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けること

ができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

ができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

議案第 12 号資料

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和53年富津市条例第 4 号）新旧対照表

現 行		改 正 案	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第 3 条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。		第 3 条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
富津老人憩の家	富津市富津679番地85	富津老人憩の家	富津市富津679番地85
大佐和老人憩の家	富津市千種新田277番地 1		

議案第 13 号資料

君津富津広域下水道組合規約（昭和48年千葉県指令第1740号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（組合の共同処理する事務） 第 4 条 組合は、下水道法（昭和33年法律第79号）第 3 条第 1 項及び第26条第 1 項の規定により、関係市の区域の公共下水道事業及び都市下水路事業_____に関する事務を共同処理する。	（組合の共同処理する事務） 第 4 条 組合は、下水道法（昭和33年法律第79号）第 3 条第 1 項及び第26条第 1 項の規定により、関係市の区域の公共下水道事業及び都市下水路事業（以下「下水道事業」という。）に関する事務を共同処理する。 （地方公営企業法の財務規定等の適用） 第 4 条の 2 組合の下水道事業に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 2 条第 3 項の規定により同条第 2 項に規定する財務規定等を適用するものとする。
（組合の経費の支弁の方法） 第14条 組合の経費は、分担金、使用料、手数料、関係市の負担金_____、補助金、地方債及び_____その他の収入をもってこれに充てる。 2 前項の関係市の負担金の_____負担割合は、次の各号に定めるところによる。 （1） 管渠事業及びポンプ施設、または都市下水路の建設事業費（建設事業費に充当した地方債の償還費を含む。）については、<u>当該建設事業の対象となる排水区域を管轄する関係市の負担とし_____、終末処理場の建設事業費（建設事業費に充当した地方債の償還費を含む。）については、君津富津処理区の計画汚水量比（計画汚水量比に変更があった場合は変更後の汚水量比とする。以下同じ。）により関係市が負担する。</u> （2） 管渠及びポンプ施設、または都市下水路の維持管理費については、<u>当該管渠及びポンプ施設により排水される排水区域を管轄する関係市の負担とし、終末処理場の維持管理費については、君津富津処理区の計画汚水量比により関係市が負担する。</u> （3） 君津市かずさ小糸の区域に係る経費は、君津市が負担する。	（組合の経費の支弁の方法） 第14条 組合の経費は、分担金、使用料、手数料、関係市の負担金<u>及び出資金</u>、補助金、地方債<u>並びに</u>その他の収入をもってこれに充てる。 2 前項の関係市の<u>負担金及び出資金の</u>負担割合は、次の各号に定めるところによる。 （1） 管渠事業及びポンプ施設、または都市下水路の建設事業費（建設事業費に充当した地方債の償還費を含む。）については<u>当該建設事業</u>の対象となる排水区域を管轄する関係市の負担<u>及び出資とし</u>、終末処理場の建設事業費（建設事業費に充当した地方債の償還費を含む。）については<u>君津富津処理区</u>の計画汚水量比（計画汚水量比に変更があった場合は変更後の汚水量比とする。以下同じ。）により関係市の負担<u>及び出資とする。</u> （2） 管渠及びポンプ施設、または都市下水路の維持管理費については<u>当該管渠</u>及びポンプ施設により排水される排水区域を管轄する関係市の負担とし、終末処理場の<u>維持管理費のうち、雨水処理経費については君津市の負担とし、</u>汚水処理経費については<u>実績汚水量比により関係市の負担とする。</u> （3） 君津市かずさ小糸の区域に係る経費は、君津市が負担する。

(4) 地方交付税の算定にあたり、下水道事業について発行を許可された地方債の元利償還金に事業費補正が適用された場合においては、算定団体は、事業費補正が適用されたことによる増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を地方債元利償還金の負担割合に応じて、第1号の規定により定められた関係市の負担金_____から、それぞれ減額するものとする。	(4) 地方交付税の算定にあたり、下水道事業について発行を許可された地方債の元利償還金に事業費補正が適用された場合においては、算定団体は、事業費補正が適用されたことによる増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を地方債元利償還金の負担割合に応じて、第1号の規定により定められた関係市の負担金<u>及び出資金</u>から、それぞれ減額するものとする。
<u>(5)</u> その他の経費については2分の1を均等割、2分の1を君津富津処理区の計画汚水量比により関係市が負担する。	<u>(5)</u> 一般事務経費については、関係市が均等負担する。
3 前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、管理者は第1項に定める関係市の負担する負担金_____の全部または一部について別に組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる。	<u>(6)</u> その他の経費については2分の1を均等割、2分の1を君津富津処理区の計画汚水量比により関係市が負担する。 3 前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、管理者は第1項に定める関係市の負担する負担金<u>及び出資金</u>の全部または一部について別に組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる。